

住宅用火災警報器を点検しましょう

住宅用火災警報器は、火災時に適切に作動するよう、設置した後も適切な維持管理が必要です。点検ボタンを押す、点検ひもをひっぱるなど、定期的に作動確認を行ってください。



また、新築住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから10年が経ちますが、設置から10年以上経過すると、本体内部の電子部品が劣化して火災を感じなくなることがあります。

◆問合先

消防本部予防課
☎ (22) 0072

内であれば遡つて古い月分から納める(追納)ことができますので、ぜひご利用ください。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

- ・音声、言語機能の著しい障害
- ・両下肢のすべての指をなくす
- ・一下肢の下腿の2分の1以上を欠く
- ・下肢の機能の著しい障害
- ・精神保健福祉手帳／A1およびA2療育手帳／A1およびA2
- ・身体障害者手帳／1～3級および4級の一部

(上記時間外と日曜日、祝日・年末年始等は、留守番電話・FAXで受付)

お子さんの育児・子育て・しつけなど家庭教育のこと、学習・進路・不登校など学校生活のこと、いじめなど対人関係のことなど、何でも相談ください。

◆相談日時 平日の9時～17時
◆相談電話番号 ☎ (23) 65

青少年に関する電話相談まで気軽に相談ください。

青少年の喫煙防止を進めますよう！未成年者の喫煙は法律で禁じられているだけではありません。喫煙は青少年期の心や体を蝕みます。また、喫煙防止のために家庭、学校、地域、職場などの地域社会全体で青少年の喫煙防止をもう一度考え、喫煙を助長しないような環境づくりに努めましょう。

◆問合先 公共下水道等が使える地区にお住まいの方へ
公共下水道・農業集落排水に接続してください

栃木市青少年育成センター 青少年の電話相談

青少年に関する電話相談を隨時行っています。左記まで気軽に相談ください。

今よりも衛生的で快適な生活環境の向上や河川等の水環境の保全のために、市では公共下水道や農業集落排水が使える区域にお住まいの方を対象に、速やかな接続をお願いしています。

該当する車両を所有している場合、また新たに取得された場合は、速やかに軽自動車税の申告をして標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。

◆問合先 バイや農耕車 市民税課
バイ (21) 22661

・125cc以下のオートバイや農耕車 市民税課

（土・日・祝）事前予約にて承ります



（全額免除・一部免除・法定免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなってしまいます。これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以

國民年金保険料の免除期間
納付猶予期間がある方へ
國民年金保険料追納の勧め

障害者手帳をお持ちの方障害年金をお持ちの65歳以上の方へ後期高齢者医療制度のお知らせ

◆問合先
栃木年金事務所
☎ (22) 4131

「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、児童・生徒が安心して通学できるよう、学用品費・学校給食費等の援助を行っています。支援内容や申請方法等の詳細は問合先へ。

（全額免除・一部免除・法定免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなってしまいます。これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以

（全額免除・一部免除・法定免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなってしまいます。これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以

國民年金保険料の免除期間
納付猶予期間がある方へ
國民年金保険料追納の勧め

◆問合先
栃木県教育委員会
ホットライン
☎ 028-665-7867

障害者手帳をお持ちの方障害年金をお持ちの65歳以上の方へ後期高齢者医療制度のお知らせ

◆問合先
本 教育総務課
☎ (21) 2461

（全額免除・一部免除・法定免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなってしまいます。これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以

（全額免除・一部免除・法定免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなってしまいます。これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以

トータル語学サポート
DELTA EDUCATION 新栃木校
英会話 フランス語 ドイツ語 イタリア語 スペイン語 中国語 韓国語 各外国语 翻訳・通訳サービス

■日曜～土曜まで定休日なし
■1クラス5人までの少人数制レッスン
■授業時間 AM9:00～PM11:00
■2才児から大人まで
■1ヶ月のレッスン料は家族割引を使うと4,950円まで安くできます
■短期集中コース ■訪問レッスン
■TOEIC、英検、TOEFLコース
■ビジネス・イングリッシュとビジネス・コミュニケーション
■企業向けの語学研修(無料デモレッスン受付中)

HP: www.englishschool.jp Eメール: info@englishschool.jp

Tel.0282-25-7927 栃木市昭和町2-22 朝日屋ビル2F(ココさん隣り)

乗用装置のあるトラクター、コンバイン等農耕車およびフォークリフト、シヨベル・ローダなどの小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象になります。

希望される方は、問合先へ。

（全額免除・一部免除・法定免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなってしまいます。これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以

トの使い方は子ども任せにせず、親子で話し合つて、家庭内のルールを作りましょう。

◆問合先
本 住宅課
☎ (21) 2451

空き家解体費補助金

平成28年度空き家解体補助金の受付は3月末までです。補助金の詳細や、利用を



火災警報器の設置が義務付けられてから10年が経ちますが、設置から10年以上経過すると、本体内部の電子部品が劣化して火災を感じなくなることがあります。

また、新築住宅に住宅用火災警報器は、火災時に適切に作動するよう、設置した後も適切な維持管理が必要です。点検ボタンを押す、点検ひもをひっぱるなど、定期的に作動確認を行ってください。

災時に適切に作動するよう、設置した後も適切な維持管理が必要です。点検ボタンを押す、点検ひもをひっぱるなど、定期的に作動確認を行ってください。

（全額免除を受けた期間は、火災警報器の設置が義務付けられてから10年が経ちます。）、本体内部の電子部品が劣化して火災を感じなくなることがあります。

（全額免除を受けた期間は、火災警報器の設置が義務付けられてから10年が経ちます。）、本体内部の電子部品が劣化して火災を感じなくなることがあります。